

ブライツ企業及びプラチナブライツ企業シンボルマーク使用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、ブライツ企業及びプラチナブライツ企業のシンボルマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴとの関係)

第2条 シンボルマークの使用に関しては、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程及びくまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引き（以下「くまモン利用規程等」）の趣旨を遵守すること条件に、当該使用管理規程を適用し、くまモン利用規程等に定める手続きは不要とする。

(シンボルマーク使用)

第3条 ブライツ企業及びプラチナブライツ企業のシンボルマークは下記のマークとする。

- 2 シンボルマークは、熊本県が行うブライツ企業及びプラチナブライツ企業の周知、推進のための広報及びブライツ企業又はプラチナブライツ企業として認定を受けた企業が行う自社の広報に限定（下記使用例参照）し、自社の製品や販促用の無償配布物に表示することはできない。
- 3 シンボルマークの使用者は、デザインを改変してはならない。
- 4 シンボルマークを表示した広報等には任意の箇所に著作権表示（「©2010熊本県くまモン」又は「©2010 kumamotopref.kumamon」）を必ず表示すること。



ブライツ企業
シンボルマーク



プラチナブライツ企業
シンボルマーク

<シンボルマーク使用例>

- ・事務所、工場における掲示
 - ・ホームページへの掲載
 - ・刊行物（会社紹介パンフレット等）への掲載
 - ・社員募集広告への掲載
 - ・就職説明会等のブースにおける掲示
 - ・社員用名刺・社用封筒への表示
- ※上記以外への使用可否については、個別に判断。

(使用の許可)

第4条 ブライツ企業又はプラチナブライツ企業として認定を受けた企業がシンボルマークを使用する場合は、あらかじめ熊本県の許可を受けなければならない。

- 2 許可を受ける場合は、別記様式第1号により使用申請を行い、熊本県は、前条の使用規程に合致すると認めた場合には、別記様式第2号を申請者へ送付し使用を許

可することができる。

(マークの取扱い)

第5条 シンボルマーク使用料は無料とする。

2 県の使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を付与するものではない。

3 シンボルマークを使用できる期間は、ブライ企業又はプラチナブライ企業としての認定が有効な期間中とし、認定取消がなされた場合は使用することができない。

また、ブライ企業の更新をした際には、新たに申請を行い、許可を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 県は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第7条 県は、マークの使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、マークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償すること。

(情報の公開)

第8条 県は、マークの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年3月17日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年2月24日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年10月18日から適用する。